

長建協発第219号
平成23年 8月 8日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

下請代金内訳書に係る問題点・改善方法について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県建設工事共通仕様書の改訂に伴い、本年4月1日から「下請契約の請負代金額が250万円以上の場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書を添付したものを下請契約後速やかに監督職員へ提出する」とこととされております。

しかしながら、「下請けからの報告が積み上げではなく一式で報告がなされるため記入できない」「直接工事費までは、長崎県公表用設計書と同等レベルの金額を記入となっているが実態と合っていない」等の問題点が指摘されております。

このため、本会では、下請代金内訳書に係る問題点を把握し、内容検討の上長崎県土木部へ改善要望を行いたいと考えております。

つきましては、別紙調査票に問題点及びその改善方法をご記入いただき、来る8月25日までに本部事務局へファックス（095－826－2289）にてご報告下さるようお願い申し上げます。

なお、問題点・改善方法の集計にあたりましては、会社名等は一切公表いたしませんことを申し添えます。

下請代金内訳書に係る問題点・改善方法

会 社 名

住 所

電 話 番 号

記入担当者

問 題 点	改 善 方 法

※ 8月25日までに本部事務局へファックス（095-826-2289）ご報告下さるようお願い申し上げます。

社団法人長崎県建設業協会

下請代金内訳書

工 事 名 第 号 工事
 契約年月日 平成 年 月 日
 工 期 平成 年 月 日～平成 年 月 日

(元請人) 住所
 商号又は名称
 氏 名 印

(下請負人) 住所
 商号又は名称
 氏 名 印

種 別	工 種	名 称	元 請 契約数量	下 請 契約数量	単位	下 請 金 額	備 考
道路改良							
	切土工					〇〇〇〇	
		掘削工(土砂)	〇	〇	m3		
		掘削工(軟岩)	〇	〇	m3		
	盛土工					〇〇〇〇	
		路床(流用土)	〇	〇	m3		
		路床(発生土)	〇	〇	m3		
		路床(購入土)	〇	〇	m3		
	場所打擁壁工					〇〇〇〇	
		基礎材	〇	〇	m ²		
		コンクリート	〇	〇	m3		
		鉄筋工	〇	〇	t		
		型枠	〇	〇	m ²		
	直接工事費					〇〇〇〇	
	共通仮設費			1	式	〇〇〇〇	
	純工事費						
	現場管理費			1	式	〇〇〇〇	労・雇・健・年の保険料含む
	工事原価						
	一般管理費			1	式	〇〇〇〇	
	工事価格						
	消費税相当額			5	%	〇〇〇〇	
	下請金額					〇〇〇〇	

下請契約に含まれる各種保険料(労災保険料、雇用保険料、健康保険料、年金保険料)を備考欄で明らかにすること。

※1. 工種欄は、長崎県「公表用設計書」と同等のレベルの工種名を記入すること。

※2. 名称欄は、設計図書(数量総括表)の「工種／種別／細別」の内容を下請する項目毎に記入すること。

※3. 元請契約数量は、設計図書(数量総括表)の「工種／種別／細別」の内容を下請する場合に、発注者との契約数量を記入すること。

※4. 下請契約数量は、設計図書(数量総括表)の「工種／種別／細別」の内容を下請する場合の契約数量を記入すること。

※5. 下請金額は、直接工事費までは長崎県「公表用設計書」と同等のレベルの金額(上表の工種にあたる相当額)を記入するものとし、間接工事費等については、すべて記入すること。

※6. 二次以降の下請の場合は下請工事の受注者を「元請人」と読み替えて作成すること。

頁	改訂後	改訂前	摘要
	○全般的な内容 受注者は・・・	全般的な内容 請負者は・・・	表現の変更
目-共-1	1-1-1-1-3 下請契約書及び下請代金内訳書		追加
目-共-1	1-1-1-1-4 施工体制台帳及び施工体系図 ～1-1-1-2-4 出来形数量の算出	1-1-1-1-3 施工体制台帳及び施工体系図 ～1-1-1-2-3 出来形数量の算出	表現の変更
目-共-1		1-1-1-2-4 (欠番)	削除
共-1-5	1-1-1-7 工事実績情報の作成、登録 なお、変更登録時は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書（工事実績）」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに発注者に提出しなければならぬ。なお、変更時と竣工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	1-1-7 工事実績情報の作成、登録 変更登録時は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書（工事実績）」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに発注者に提出しなければならぬ。なお、変更時と竣工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	脱字
共-1-7	1-1-1-12 工事の下請 (4) 下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと	(4) 下請負者が共同企業体でないこと	表現の変更
共-1-7	1-1-1-13 下請契約書及び下請代金内訳書 (1) 受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。また、下請契約の請負代金額が250万円以上の場合、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書を添付したものを下請契約後速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とす。ただし、工期のみの変更の場合はこの限りではない。	原文なし	追加